

### 3. 新制度への円滑な移行に向けての対応について

# 今後の施行に向けたスケジュール

主な事項	日付	備考
外国人技能実習機構 地方事務所・支所の設置	4月3日(月)	所在地・連絡先は5月8日(月)公表済み。
外国人技能実習機構本部における 電話相談受付開始	4月10日(月)	【監理団体の許可に関すること】 監理団体部 電話番号 03-6712-1923  【技能実習計画の認定に関すること】 技能実習部 電話番号 03-6712-1938 ※5月8日(月)以降は、地方事務所・支所で受付
監理団体許可申請の事前受付開始	6月1日(木)	
技能実習計画認定申請の事前受付開始	7月3日(月)	

施行日 平成29年11月1日

※詳細については、外国人技能実習機構ホームページに後日公開予定。

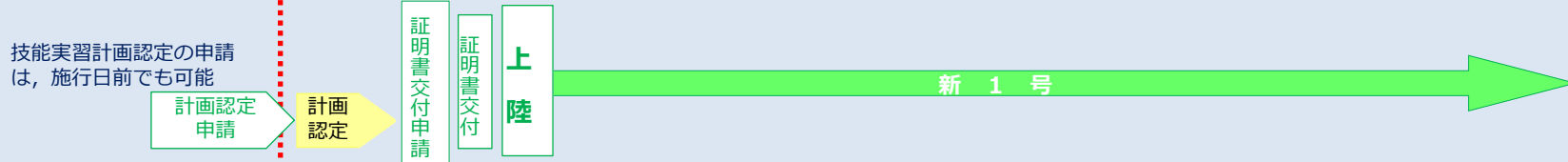
～技能実習法の施行に伴う旧制度から新制度への移行について～

(※下の図に関する説明は次頁参照)

施行日以後に上陸する技能実習生

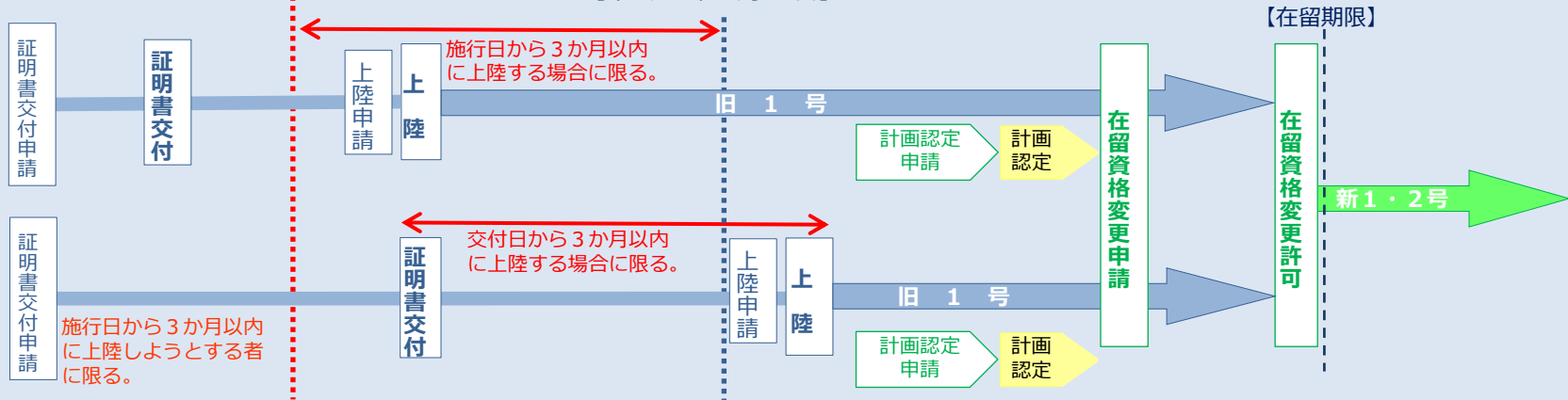
【基本型】

【平成29年11月1日（施行日）】



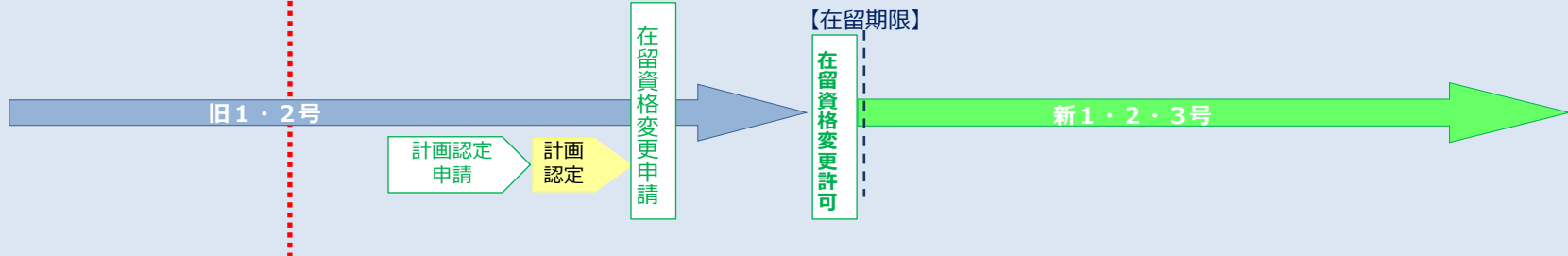
【手続継続型】（施行日前に旧 1 号の在留資格認定証明書の交付を申請）附則13条 3・4項

【平成30年1月31日】



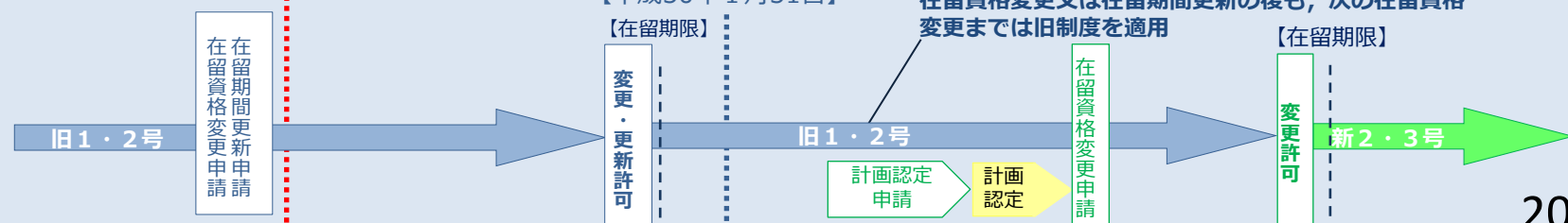
施行日をまたいで在留する技能実習生

【基本型】 附則 13 条 1 項本文



【手続継続型】（施行日から3か月以内に期間が満了かつ施行日前に変更・更新を申請）附則13条2項

【平成30年1月31日】



# 旧制度（入管法）の手続（旧制度での受入れが可能な技能実習生の入国・在留諸申請）

## （1）平成29年11月1日に在留している技能実習生

在留期間の満了日が到来するまでの間は、旧制度で技能実習を行わせることができる。

## （2）平成30年1月31日までに在留期間の満了日が到来する技能実習生

平成29年10月31日までに在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行った場合には、旧制度が適用される。他方、同年11月1日以後にこれらの申請を行った場合には、新制度が適用される。

## （3）平成30年1月31日までに入国予定の技能実習生

平成29年10月31日までに在留資格認定証明書交付申請を行った上、認定証明書交付後3か月以内に入国した場合には、旧制度が適用される。他方、同年11月1日以後に同申請を行った場合は、新制度が適用される。

## 20頁の図についての補足

- 図の「新1号」とは、新制度による技能実習1号の在留資格を決定された技能実習生を表し、この者には、技能実習法が適用される。また、「旧1号」とは、技能実習法の施行前の旧制度による技能実習1号の在留資格を決定された旧技能実習生を表し、この者には、技能実習法は適用されず、旧制度の規定が適用される。
- 図の【基本型】のとおり、技能実習法は、原則として、同法の施行後に上陸許可又は在留資格変更許可を受けた技能実習生に対して適用される（施行後に在留期間を更新しようとする場合には、原則として、在留期間の更新ではなく、旧技能実習1号から新技能実習1号、旧技能実習2号から新技能実習2号への在留資格変更許可を受けることになる。）。  
この場合には、上陸や在留資格変更の手続をとる前に、技能実習法に基づく技能実習計画の認定を受ける必要がある。
- ただし、図の【手続継続型】のとおり、施行前に上陸、在留資格変更又は在留期間更新に関する手続が開始された場合には、施行後に上陸、在留資格変更又は在留期間更新の許可がされた場合であっても、一定の範囲内（※）で、その許可に基づく在留中はなお旧制度の規定が適用される。なお、その後引き続き技能実習を行おうとする場合には、技能実習法に基づく技能実習計画の認定を受けた上で、在留資格変更の申請をする必要があり、その許可を受けたときから、その技能実習生は、技能実習法の適用を受ける技能実習生となる。

（※）上陸であれば、技能実習法の施行日又は在留資格認定証明書の交付日から3か月以内に上陸する場合に限る。

在留資格変更又は在留期間更新であれば、変更又は更新する前の在留期間満了日が技能実習法の施行日から3か月以内である場合に限る。

# 技能実習制度の見直し（大きな枠組み）

## 現行制度

技能実習の内容や受入機関の基準等は、入管法令（上陸基準省令等）で、技能実習生の入国等の条件として規定。技能実習の内容や受入機関に関する基準を満たしていないときも、技能実習生の上陸を認めないという入管法の処分による対処のみ。【間接的な規制】



しかし、一部の制度の趣旨を理解しない受入機関による法令違反が生じており、入管法令による間接的な規制の枠組みによる制度の適正化には限界。



## 新制度

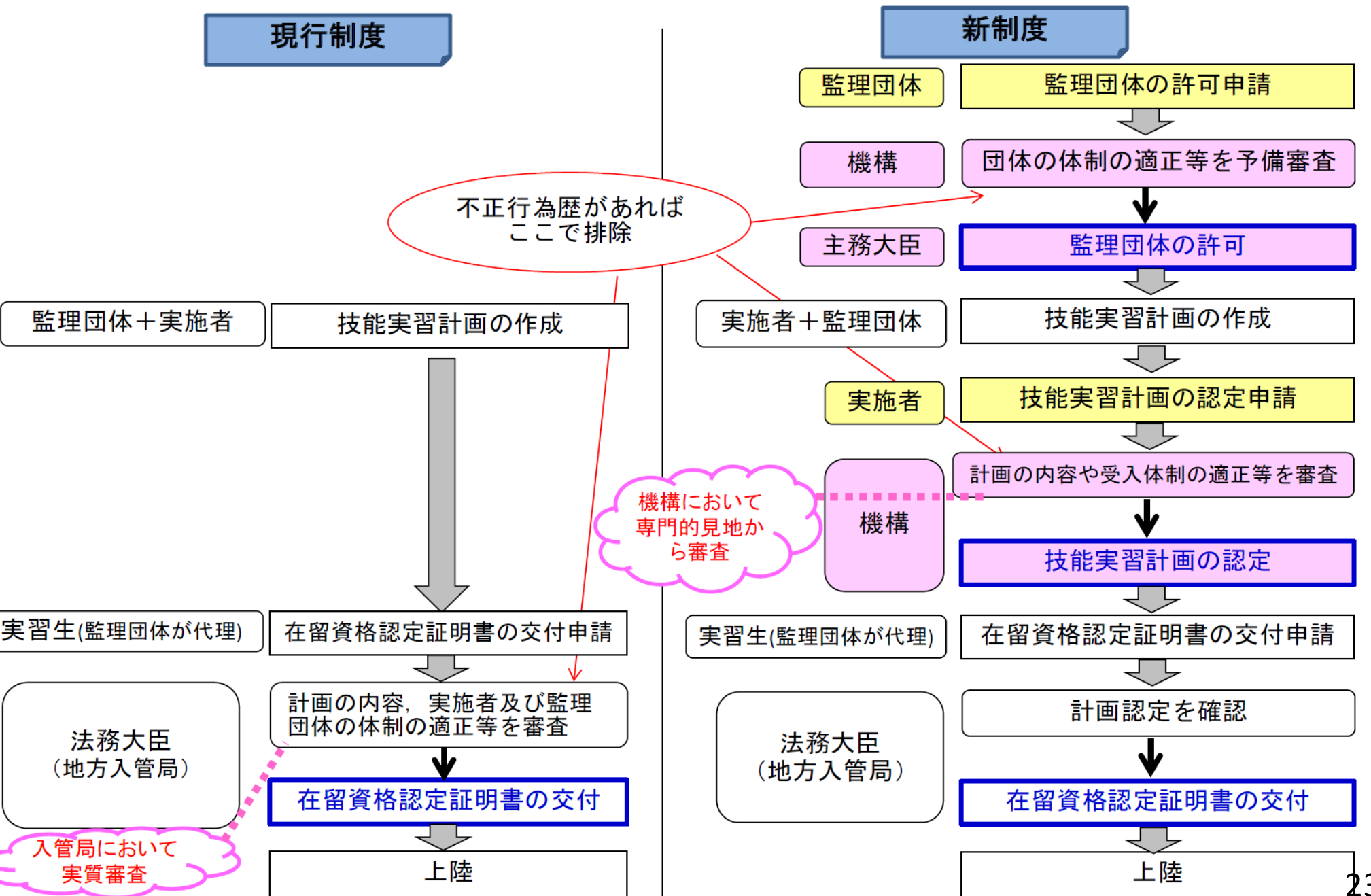
監理団体の許可や技能実習計画の認定の仕組みを設け、受入機関を直接規制するという技能実習の新たな枠組みを構築するため、技能実習法を制定。【直接的な規制】

技能実習を行わせることの適否は、技能実習計画の認定手続の中で主務大臣（外国人技能実習機構）が判断。

上陸手続で技能実習を行わせることの適否を重ねて判断することは不要となり、上陸手続では、技能実習計画が認定されていることを踏まえて上陸の許否を判断（基準省令では詳細な基準は削除し、技能実習計画が認定されていることのみを要件として規定。）。

- \* 団体要件省令等の関係省令を廃止。
- \* 変更基準省令（技能実習2号への変更部分）も廃止（技能実習2号でも新規上陸を認めることとしたことに伴うもの。）。

# 技能実習計画の取扱いに係る制度の比較①（1号団体監理型）



# 技能実習計画の取扱いに係る制度の比較② (2号団体監理型)

## 現行制度

## 新制度

不正行為歴があれば  
ここで排除

機構において専門  
的見地から審査

監理団体+実施者

技能実習計画の作成

実施者+監理団体

技能実習計画の作成

実施者

技能実習計画の認定申請

機構

計画の内容や受入体制の適正等を審査

技能実習計画の認定

実習生(監理団体が代理)

在留資格変更許可申請

実習生(監理団体が代理)

在留資格変更許可申請

法務大臣  
(地方入管局)

計画の内容、実施者及び監理団  
体の体制の適正等を審査

法務大臣  
(地方入管局)

計画認定を確認

在留資格変更許可

在留資格変更許可

技能実習2号開始

技能実習2号開始

入管局において  
実質審査

# 技能実習計画の認定申請手続

## 1 技能実習計画の認定

技能実習法に基づき、技能実習生を受け入れるためには、技能実習生ごとに「技能実習計画」を作成し、その技能実習計画が適当である旨、外国人技能実習機構（機構）の認定を受けることが必要。

## 2 技能実習計画の種類

技能実習の受入れ形態は2種類（企業単独型及び団体監理型）あるほか、その形態ごとの第1号、第2号又は第3号の技能実習の区分に応じて、その都度、申請者（技能実習を行わせようとする方）が計画を作成。

- ・ 団体監理型の場合、監理団体（あらかじめ機構に対して申請の上、監理団体の許可を受ける必要あり）の指導に基づいて計画を作成。
- ・ 機構から技能実習計画の認定を受けた後は、別途、地方入国管理局において技能実習生の入国・在留に係る手続が必要。

## 3 申請書・必要書類等

申請先	申請の受理は、申請者の住所地を管轄する機構の <b>地方事務所・支所</b> において行う。 (※) 開設予定地：札幌、仙台、東京、水戸、長野、名古屋、富山、大阪、広島、高松、松山、福岡、熊本
申請方法	<b>郵送</b> による方法のほか、申請者が地方事務所・支所に <b>持参</b> して行う方法がある。 郵送の場合、原則として書留(※)での送付をお願いします。 (※) 対面で届き、かつ、受領印又は受領の際の署名を行い、かつ、「信書」を送ることができる方式
申請書	地方事務所・支所にて配付するほか、機構のホームページからダウンロードが可能。
必要書類	各申請における必要な添付書類については、機構のホームページにて案内済み。